

大門 良輔議員。

〔14番大門 良輔議員登壇〕

○14番（大門 良輔）自民党議員会の大門 良輔です。本日も質問の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

私からは、地域経済の活性化、そして安心・安全の取組、そして富山地方鉄道の取組について分割にて質問いたしますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まずは、地域経済の活性化についてであります。

富山県の人口が減少し人手不足が顕著となってまいりました。それを受け、今年の10月に人材確保・活躍対策の骨子が示されました。ここには、人口が減少する中、人手不足が深刻化するエッセンシャルワーカーの人材確保や富山県で働く価値を生み出す狙いがあります。

富山県の生産年齢の人口は現在55万人と言われており、現在を100にしますと10年後は87%、20年後は69%、30年後は58%となるデータも出ております。この数字を見ると、改めて人手不足が深刻化し人材確保の重要性が増してきていることが分かります。だからこそ今回の骨子は重要な役割を担っていると感じます。

また、富山県の目指す未来像を考えた場合、例えば、10年後、20年後など人口が減る中、中長期的な目線でエッセンシャルワーカーがどれだけ必要なのか、また、AIやデジタル化によってどれだけの人材が省力化できるのかなど、将来の予測を展望し目標を持って進めていく必要があると思いますが、新田知事に御所見をお伺いいたします。

働き方改革がスタートしてから数年が経過をし、長時間労働の是

正や休日の確保が進むなど一定の成果が見られ、社会全体に浸透してきたと感じております。しかしその一方で、働きたい方が十分に働けない、稼ぎたい方が思うように稼げないといった課題もあると思っています。また、企業の方との意見交換では、労働意欲や経済活動を抑制しているなどの声も伺います。本来、自分の時間を大切にしたい人、より働いて収入を得たい人など、それぞれが自分に合った働き方を選択できる仕組みがあってもよいかというふうに思っております。

こうした状況を踏まえ、高市政権では、働き方改革を見直す議論を進め、多様な働き方を可能とする制度への転換を模索しております。そこで、これまでの働き方改革の成果をどのように評価しているのか、また、見直しの議論が始まった背景と今後あるべき方向性について、新田知事にお伺いをいたします。

富山県人材確保・活躍対策の骨子では、人材確保の施策の一つとしてスポットワークの活躍促進が挙げられております。現在、スポットワークは都市部を中心に徐々に広がりを見せてますが、富山県内では十分に浸透しておらず、県民にもなじみが薄いのが現状だというふうに考えています。副業が一般化しつつある今、こうした新しい働き方を県内でどのように根づかせていくのか、具体的な方策や検討が重要であります。

スポットワークは、主に民間企業が提供するアプリを通じて、人手を求める企業と空き時間を活用したい個人をつなぐ仕組みとなっております。骨子案では、県がマッチングの促進を図るとされておりますが、県として、どのような支援、関与の形を想定しているのか山室商工労働部長にお伺いをいたします。

外国人との共生社会についてお伺いをいたします。

現在、富山県の人口は98万人、そのうち外国人住民は2万3,000人で、割合は2.4%となっています。しかし、人口減少のスピードや近年の外国人住民の増加傾向を踏まえると、特段大きな受入れ施策を進めなくとも、2030年代には県内の外国人比率が5%を超える可能性が高いと考えられております。急激な外国人の受入れは地域社会に様々な影響を及ぼすため、過度な受入れには慎重であるべきと考えますが、その一方で、何もしなくとも外国人住民の増加は現実として進んでいることが見込まれます。

だからこそ、地域への影響を最小限に抑え円滑な共生社会を実現するなど、行政サービス、学校教育、医療、労働環境、地域コミュニティーなど各分野で、早期から計画的に体制整備を進める必要があると考えます。将来の総人口に占める外国人住民の割合が高くなることを見据え、いわゆるバックキャスティング方式の手法を用いて環境整備を今のうちから進めていくべきと考えますが、新田知事に御所見をお伺いいたします。

昨今の倒産件数は増加傾向にあり、その背景には物価高や人手不足など様々な要因が挙げられます。その一方で、後継ぎ問題で黒字のまま倒産を選択する企業も少なくありません。こうした企業の中には、高い技術を有し地域にとって必要な事業者も多く存在いたします。

富山県では、事業承継を望む企業と起業を志す人材をマッチングする後継者人材バンクを実施し、地域の技術や雇用を守る取組を行っております。しかし、その実績を見ると、登録企業が144件、起業を希望する登録者が105件とある一方、実際にマッチング件数は

ゼロ件となっており、十分に成果が上がっておりません。

そこで、マッチングが進まない原因をどのように分析をし、今後どのように事業承継の支援を強化していくのか山室商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、T-S t a r t u p がスタートをして3年が経過をいたしました。これまで13社の企業が認定を受け、事業構築や様々な支援を受け事業を行っております。やはりこの中から上場を目指すような企業が生まれ、富山県を引っ張っていく企業が生まれることを望んでおるところであります。そこで、これまでT-S t a r t u p を巣立っていった企業は現在どのような状況なのか。

また、その一方で、関係者からは、所管の部署は卒業後も応援してくれますが、部署が変わると、さほど熱量を感じないといった声も伺います。スタートアップは総合計画の重要な柱の一つである以上、所管の部署だけでなく、各部署が連携をして企業を後押ししていく必要があるのでないでしょうか。例えば、県としてT-S t a r t u p 企業のサービスや製品を可能な範囲で優先的に活用するなど、部局横断的な対応の仕組みを検討すべきだと考えます。

そこで、T-S t a r t u p 企業を部局横断的により応援し育していく体制づくりが必要と考えますが、山室商工労働部長にお伺いをいたします。

先日、県東部地域産業活性化協議会の皆さんと高山線に乗り、高山市の外国人観光客の動向を視察してまいりました。まず驚いたのは、行きも帰りも電車の車内が多くの外国人観光客でにぎわっていたこと、そして、高山市に到着すると平日にもかかわらず、ここは本当に日本なのかと思うほど街中に外国人があふれています。高

山市が公表するデータによりますと、年間の宿泊数は224万人のうち76万人が外国人であり、特に、アジアではなく欧州からの旅行客が多いとのことありました。

このように高山に多くの外国人が集まる中で、富山県がどの程度認知され、どれだけ誘客につながっているのかを把握するため、県がサンドボックス予算を活用して調査を行いました。その結果は非常に厳しいものがありました。

富山県をよく知っているが5.2%、名前は知っているがよく知らないが16.8%、全く知らないが77.9%と、約8割が富山県を認知していません。また、今回の旅行で次に訪れる県はという問い合わせに対して、富山県は1.2%にとどまり、金沢は20.7%、名古屋が8.4%、東京が18.6%、京都が24.8%と、他県に比べて極めて低いのが現状であります。さらに、移動手段については、電車が54.9%と最も多く、富山県は素通りされている県となっている実態も明らかとなりました。

こうした調査結果を踏まえ、県としてこの状況をどのように受け止め、どのような課題認識を持っているのか新田知事にお伺いをいたします。

高山市の観光協会の方から話を伺ったところ、富山はニューヨークタイムズに2025年に行くべき52か所に選ばれたこともあり、外国人宿泊者数の伸びは全国的に見ても高い評価を受けているとのことがありました。さらに、街なかから望む雄大な立山連峰の風景の写真は、高山の写真以上にSNSでバズっていることが多く、むしろ富山県のポテンシャルを羨ましく思っているとの声も伺いました。つまり、どの層をターゲットにしてどう効果的に発信していくか次

第で、まだまだ伸び代は大きいとのことあります。

その一方で、実際に高山の外国人観光客に話を伺うと、高山や金沢の情報は豊富だが、富山県の情報はほとんど入ってこないというような声があり、情報発信の弱さが際立っていることも感じました。これから石川県は高山市との連携を深め、より外国人観光客を取り込もうとしている中、このままですると今まで以上に素通りする県になってしまいます。まずは、外国人に確実に届く情報発信を行い、富山県の認知度を上げる施策が不可欠です。

今回の調査結果で明らかとなった課題も踏まえ、戦略的に情報発信の強化をする必要があると考えますが、宮崎観光推進局長にお伺いをして、1項目の質問を終わります。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）大門良輔議員の御質問にお答えします。

まず、人材確保・活躍対策についての御質問にお答えします。

県人材確保・活躍推進本部は、エッセンシャルワーク分野をはじめ深刻化する人手不足に対し、実態の把握と分析を基にして、優先すべき施策を体系的に整理するために設置をしたものです。

今回取りまとめた骨子は、国全体の労働需給見通しにおいて労働力不足が顕在化するとの各種データを踏まえ、本県として向かうべき方向性を示したものであります。来年2月には、これを具体化した人材確保・活躍対策パッケージを公表する考えです。

あわせて、サンドボックス予算を活用して富山県立大学と連携し、本県独自の人口動態や産業構造、就業実態を織り込んだ将来の労働需給シミュレーションを進めています。これによりまして、目指す

時点におけるエッセンシャルワーカーの必要数やAI、省力化技術の進展がもたらす労働需要の変化を、全国推計を上回る精度で把握することが可能になると見込んでおります。期待をする一方、ちょっとどきどきもします。

今後は得られた見通しを県民の皆様とも共有して、議員御指摘のとおり、望ましい将来像を明確に描いた上でバックキャスティングによる施策検討を進め、対策パッケージの磨き上げを続けていきたいと考えます。

人材の確保と活躍は、本県の未来像そのものを形づくる根幹だと考えています。策定中の新たな総合計画にも、人材確保・活躍の富山モデルの構築を位置づけていまして、その実現に向けて着実に取り組んでいきます。

次に、働き方改革についての御質問にお答えをします。

2019年の働き方改革関連法施行以降、県は、時間外労働の上限規制や年休取得義務化の趣旨を踏まえて、普及啓発、好事例の横展開、専門講師の派遣、男性の育児休業取得への県独自の支援など、多面的な環境整備を進めてきました。また、富山労働局と連携して経済団体への協力要請を重ねるなど、県内企業の取組を後押ししてまいりました。

その結果、県内の労働者1人当たりの年間総実労働時間は、法施行前の2018年の1,858時間から2024年には1,789時間に減少し、年次有給休暇の取得率も2018年の45.1%から2023年には61.0%へと改善しました。取組は着実に前進していると評価する一方で、依然として全国平均には届いておらず、改革の定着と質の向上には、なお継続的な努力が求められると認識しております。

他方で、議員御指摘のとおり、より働きたい、収入を伸ばしたいと望む方々への対応は重要な論点と捉えております。今般、国において総理から厚生労働大臣に対して、心身の健康維持と従業者の選択を前提とした労働時間規制の緩和を検討するよう指示がなされた背景には、法施行から5年を経て、例えばテレワークとか兼業とか副業とか多様化した働き方の実態と、個々の労働者の選択をいかに尊重するかという問題意識があるのだと受け止めています。

県としては、国の審議会における議論を注視しながら、誰もが心身の健康を保ちながら自らの希望やライフスタイルに応じて柔軟に働き方を選択できる社会の実現に向け、議論が深まることを期待するものです。

次に、多文化共生社会の実現についての御質問にお答えします。

人口減少の進行とともに在留外国人比率が高まる中、本県においても、日本人も外国人も共に安心して暮らし活躍できる地域づくりを目指して、将来を見据えた取組が必要と考えております。

そのため、新たな総合計画においても政策分野の一つに「人材活躍・共生」を位置づけまして、おおむね10年後の本県の将来像を見据えて、人口減少社会への適応の面からも、多文化共生と外国人材活躍による活力ある地域づくりを推進することにしております。

また、現在、多文化共生のための新たな条例及びプランの検討も進めています。先週開催した第2回の有識者検討会においても、目指す将来像と、それを踏まえた条例及びプランの方向性について議論いただきました。検討会では、正しい情報の発信や相互理解の促進が重要である、外国人の増加に受け入れ体制が追いついていない、あるいは、条例は多様な主体が連携して未来に進む仕組みとなるな

ど、教育や人材活躍など様々な視点から現状を踏まえて多くの御意見を頂きました。

また、国においても、先月末、外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議が開催されるなど、政府機関による将来の外国人比率の予測なども見据え、国民や外国人住民にとって安全・安心な秩序ある共生社会の在り方や、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について検討、対応が進められています。

今後、こうした関係者や有識者の方々からの御意見、国の検討状況も踏まえて、また、市町村をはじめ関係機関とも丁寧に調整しながら、多文化共生の地域づくりに向けてバックキャスティングで中長期的な視点から検討を進めてまいります。

2問目、私からは最後になりますが、高山からのインバウンド誘客についての御質問にお答えします。

今回の高山から富山へのインバウンド流動調査では、高山市の御協力もいただき、旅ナカにおける高山から富山への流動について調査を実施するとともに、併せて本県の観光PRも行いました。議員おっしゃるように、素通りされているという実感はありありなので、それをどう改善していくかという意味の調査だと御理解ください。

この調査の結果、旅行者の8割は旅マエに計画を立てていることから、旅マエの情報発信が重要であるが、一方で、旅ナカで旅程を決定する方も約2割はいることから、訪日外国人旅行者が多く訪れる場所においてPRすることも一定程度有効であること、また、富山県を知らない旅行者が大多数でしたが、観光PRを実施したところ、行ってみたいと回答された方が約9割となり、旅ナカでも本県の魅力を効果的に発信することにより、さらなる誘客の上積みが期

待できることも分かりました。

調査結果を踏まえて、現在サンドボックス予算を活用して、富山駅から乗換えで高山や金沢へ向かう訪日外国人旅行者などを対象に富山の魅力を知ってもらい、知人などに伝えてもらうために、乗換え時間を利用したミニツアーガイドを試行的に実施し、旅行者からのさらなる生の声を集めています。

引き続き、高山や金沢を訪れるインバウンド需要を積極的に取り込んでいけるように、旅マエや旅ナカでの情報発信を強化し、本県の認知度向上を図るとともに、近隣自治体とも連携し広域周遊を促進していきたいと考えております。

2問目、私からは以上です。

○副議長（永森直人）山室商工労働部長。

〔山室芳剛商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（山室芳剛）私は、3問頂いたうち、まずスポットワークについての御質問にお答えいたします。

スポットワークは近年全国的に市場が急速に拡大する一方で、県の調査におきましては、9割を超える県内事業者がスポットワークを活用したことがないと回答しており、県内ではいまだ十分に浸透していないと認識しております。

現在、県では、農業分野におきまして、県独自の富山あぐりマッチボックスを今年度から本格実施しております。昨年11月の実証実験開始から今年10月までの1年間で220人が採用に至るなど、農業経営体の人材不足の解消に大きな成果を上げております。単なる人材確保にとどまらず、地域住民や農業に興味がある方と農業との接点創出にも大きく寄与しており、地域の営みそのものを活性化

させる効果を確認しております。

こうした実績を踏まえ、スポットワークは柔軟な働き方を可能とし、若者や高齢者、女性など多様な人材を掘り起こす有効な手段であるとともに、短期就業を契機とした中長期雇用への移行という新たな可能性をもたらすものと捉えております。

こうした認識の下、今般取りまとめました骨子におきまして、農業分野に限らず様々な分野へスポットワークの展開を図る方針を盛り込んだところでございます。その際には、議員御指摘のとおり、費用対効果や民間サービスとの役割分担を十分に勘案し、地域の実情に即した実効性の高い施策を慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、後継者人材バンクについての御質問にお答えいたします。

本バンクは、平成30年に新世紀産業機構内の事業承継・引継ぎ支援センターに、国によって設置されまして、創業希望者と後継者不在事業者を引き合わせ、承継に必要な支援を提供してまいりました。登録件数は、直近で創業希望者が106名、後継者不在事業者が146件に達しておりますけれども、御指摘のとおり、いまだ成約に至る事例はないのが現状でございます。

その背景には、創業希望者と後継者不在事業者の間に横たわる構造的なミスマッチがあると分析しております。創業希望者にとっては、既存資源を生かし操業リスクを低く抑えられる利点がある反面、既存の立地や事業規模がもたらす制約、さらには、現経営者の理念や方針と調整を要するなど、新規創業と比して経営の自由度が狭まることが心理的な障壁となっているものと推察しております。

とはいって、成約の蓋然性を高めるためには、まず登録母数の拡大

が前提でありまして、制度の周知や登録者の掘り起こしを一層進め、事業承継・引継ぎ支援センターと連携して運用基盤の充実に努めてまいります。

議員御指摘のとおり、黒字廃業の回避を含め、地域に根差した高い技術や雇用を守ることは本県産業にとって喫緊の課題であると考えております。県といたしましては、セミナーによる意識啓発や金融支援、計画策定支援に加えまして、今年度実施したアンケート調査を踏まえて、承継課題を抱える企業を特定し個別の伴走支援へとつなげてまいります。

今後とも関係機関と密接に連携し、地域産業の持続性を確かなものとすべく、円滑な事業承継の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、スタートアップ支援についての御質問にお答え申し上げます。

県は、令和4年度より成長性の高いスタートアップ企業に対して、集中的な伴走支援を行うT-S t a r t u p 創出事業を推進してまいりました。これまで13社を採択し、株式上場準備を進める企業や累計10億円規模の資金調達を行った企業、海外展開を本格化させる企業など、飛躍的な成長を遂げる事例が生まれております。県内に挑戦を尊ぶ文化が醸成されつつあると認識しております。

議員御指摘のとおり、スタートアップが事業を軌道に乗せ、持続的に発展していくためには、初動の支援だけではなく成長段階に応じた継続的な支援が不可欠でございます。

本県では、平成17年度、全国に先駆けてトライアル発注制度を創設し、県が全庁的に新商品、新サービスの優先調達に努め、販路開

拓と商品開発を後押ししてまいりました。令和5年度から、この対象にT-S t a r t u p企業を加えまして、受注機会の拡大と利用部局からのフィードバック提供により今後の商品改善を促すという両面からの支援を強化しております。

さらに、T-S t a r t u p創出事業による集中的な伴走支援終了後も、専門家によるメンタリングを継続するほか、国際的な展示会への出展支援や県内外イベントへの登壇機会の提供など多面的な発信支援を通じ、企業の成長速度を落とさぬよう継続的な支援に努めております。

今後ともT-S t a r t u p企業が、新たな市場を切り開き、富山から世界に飛躍する存在となるよう、部局横断により積極的な支援に取り組んでまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○副議長（永森直人）宮崎観光推進局長。

〔宮崎一郎観光推進局長登壇〕

○観光推進局長（宮崎一郎）私からは、外国人誘客に対する情報発信の御質問にお答えいたします。

先ほど知事からもお答えしましたとおり、高山を訪れる訪日外国人旅行者の中には富山県を知らない旅行者も多く、さらなるインバウンド誘客に向けた情報発信の強化が重要であります。

県では、これまでも、インバウンド向け観光公式サイトやSNSにおきまして多言語での情報発信を行いますとともに、海外メディアやインフルエンサーを本県に招聘し、ターゲットに応じた効果的な情報発信に取り組んできたところです。

また、今年度は、ニューヨークにおきまして知事のトップセール

スを行いますとともに、シンガポールやフランスで高付加価値旅行者を対象とした商談会への出展、訪日外国人が多く訪れる高山との周遊を促すため、高山におきまして旅ナカでの観光PRを行うなど、情報発信にも取り組んでおります。

あわせて、観光レップを、東アジアは韓国と台湾に、欧米豪は英國、フランスに加えまして今年度新たにアメリカに設置し、各市場の特性を踏まえた上で現地の旅行会社やメディアに対し、本県の自然、歴史、伝統文化、食、産業など多彩な魅力を発信しているところです。

県といたしましては、議員御指摘のとおり、より強力で戦略的な情報発信となりますよう、各市場の志向やニーズを探りながら、ターゲットごとの戦略的で効果的なプロモーションに取り組みますとともに、近隣県との周遊を促すための情報発信も強化して、海外での認知度向上を目指してまいります。

以上です。

○副議長（永森直人）大門良輔議員。

〔14番大門良輔議員登壇〕

○14番（大門良輔）続きまして、安心・安全の取組であります。

今年の熊の人身被害や発生状況は過去最大級の状況であります。熊の捕獲数については、従来の上限である170頭を維持しつつ、今年は柔軟な対応により最終的には328頭を捕獲したところであります。こうした状況が一時的なものなのか、それとも中長期的なものなのか、県民にとって大きな関心事であり、外を歩くのが怖い、子供の登下校が心配だという声が多く聞かれます。

熊の管理は富山県ツキノワグマ管理計画に基づき管理されており、

計画は 5 年ごとに見直しされ、次回の改定は令和 9 年度となっております。しかし他県では、被害の増加を受け、管理計画の上限を柔軟に引き上げる対応をしている例も見受けられます。

現在、富山県のみならず全国的に熊の出没が増加し、県民の安全確保への関心や捕獲の必要性はこれまで以上に高まってまいりました。こうした状況を踏まえ、令和 9 年度の次期改定を待つではなく、来年度から捕獲上限の引上げを検討し、その状況を把握した上で次の管理計画に反映させてもよいと考えますが、杉田生活環境文化部長にお伺いをいたします。

住宅造成及び特定盛土等規制法についてお伺いをいたします。

令和 7 年 5 月から本県で運用が開始され、規制区域が全域となり、盛土、切土、そして土石の仮置場について届出が必要になったことと、土留めの構造に関する考え方も大きく変更されております。これは、熱海市の土砂災害で明らかになった不法盛土への対策として全国的に規制が強化されたものであります。

しかし、造成を行う業者からは、幾つかの問題点や矛盾が指摘されております。1 つ目に、土留めの設計基準が道路よりも厳しい点であります。本来道路のほうが高い設計基準であります。現在は民間の宅地造成に求める基準のほうが厳しくなっており、条件が逆転しております。これは過度な設計基準が適用されているのではないかでしょうか。2 つ目に、基準を満たすために必要な土留めの製品が県内で製造できず、県外から調達せざるを得ない状況があります。3 つ目に、この基準を満たそうとした場合、従来よりも造成コストが 3 割から 4 割も増加するということであります。そして 4 つ目に、こうした制度変更を十分に認識しないまま現場が進み、設計変更を

余儀なくされているケースが多発しております。

そこで、運用開始から半年以上が経過した今、現場では様々な課題が顕在化していますが、県としてこれらの問題点をどのように認識しているのか、金谷土木部長にお伺いをいたします。

今回、いわゆる盛土法は国の法律であり、県としてどこまで踏み込めるかについては限界があることは認識をしております。しかしながら、現場では、過度な設計となり造成費が大幅に増加している、県内では製造されていない特殊な製品を使用する必要があるという声が寄せられております。こうした状況が続けば、県内の住宅の開発や設備投資に大きな支障を来すおそれがあります。

そのため、まずは運用の範囲内で現場の実情に即した柔軟な対応ができないか、県として検討すべきと考えます。また、制度そのものの課題が明らかであれば、国に対して問題点をしっかりと伝え改善を働きかけるべきと考えますが、金谷土木部長にお伺いをいたします。

能登半島地震を受け、本県では一般住宅の耐震化を支援する補助制度が創設され、これまでに耐震診断が5,546件、耐震工事が688件実施されるなど、県民の耐震化への意識が着実に高まっていることが分かります。

こうした中、防災士の方々が公民館に出向き出前講座を行う機会が増えていますが、その場でよく出る話題が、自分の命を守るために住宅の耐震化は重要だが、いざ避難しようとする公民館が倒壊してしまうと避難場所が失われてしまうという意見です。県内には多くの公民館がありますが、現在も耐震化が十分でない施設が多くあると感じています。地域住民の避難拠点としての役割を考えれば、

その安全性の確保は喫緊の課題であります。

そこで、公民館の耐震化について、一定の要件を拡大し補助対象にするなど支援拡充を検討すべきと考えますが、中林危機管理局長に御所見をお伺いしまして、2つ目の項目を終わります。

○副議長（永森直人）杉田生活環境文化部長。

〔杉田 聰生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（杉田 聰）私からは、ツキノワグマ管理計画についての御質問にお答えいたします。

都道府県のツキノワグマ管理計画は、環境省のガイドラインに基づき策定することとされており、個体数管理に関しては、個体群の安定のための保護と管理の観点とともに人身被害の防止などを目的として、年間の捕獲上限数を総個体数の12%以内とするよう目安が設定されております。

こうしたことから、本県の管理計画でも、総個体数の12%に相当する数を上限とし本年度は170頭、来年度は175頭と設定しております。

また、熊は、ドングリといった堅果類の豊凶——豊作か凶作かなどによりまして、人里に出没する件数が年によって上下し実際の捕獲数も変動するため、本県では、捕獲上限数を2年連続で超過した場合に、その翌年度の捕獲上限数を見直すこととしております。少し具体的に申しますと、単年度で捕獲数が上限を大幅に超えた場合でも、次年度の捕獲数については管理計画を変更しなくとも柔軟に対応できる複数年総捕獲数管理の考え方を採用しております。

本年度は、人身被害の防止を最優先としまして、これまでに上限数を上回る342頭を捕獲しております。そして、昨年度は94頭と上

限数を下回っていることから、来年度においては、管理計画を変更することなく熊の出没状況に応じた捕獲は可能となっております。

県では、来年度、次期計画の策定を行うこととしております。先月国で取りまとめられましたクマ被害対策パッケージでは、本年度の全国的な出没状況を踏まえまして、個体数の抑制、削減に関する目標設定の考え方の明確化が掲げられたことから、国の検討状況を見極める必要があると考えております。県計画の改定に当たりましては、近年の出没状況や国から示される考え方を踏まえた上で、専門家の方々などの御意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（永森直人）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）私からは2問お答えいたします。

まず、盛土規制法の課題についてお答えをいたします。

令和5年5月に施行された盛土規制法について、本県では、近隣県と調整を図り、今年5月に規制区域を指定し運用を開始いたしました。運用開始後、県には、法に基づき合計250件を超える許可申請や届出が提出されております。

これまでも、一定規模以上の宅地などの造成には、都市計画法や建築基準法に基づく規制がございました。盛土規制法の施行に伴い、従来より小規模な造成も規制の対象となり、手続や必要な工事が増えた、工事着手まで時間を要するといった声になったと考えております。

中でも擁壁につきましては、1メートルを超える段差や崖が生じる場合など造成規模が大きい場合には、従来のL型擁壁は使用でき

ず、盛土規制法に定めます所定の性能を有すると証明するか、あるいは、国土交通大臣が認めるいわゆる大臣認定擁壁を使用する必要がございます。

これは、国土交通省の大臣認定擁壁ハンドブックによりますと、宅地などの所有者、管理者は国や自治体ではなく個人となる場合が多く、万一の事故や災害発生時の責任に限界がありますことから、擁壁の性能について法で規定する、守る必要があるという考え方に基づくものでございます。

一方、県内には、いまだ大臣認定を受けて擁壁を製造する業者がおらず、また大臣認定擁壁に準じて盛土規制法に適合する擁壁を製造する業者も限られております。法に適合する擁壁は、盛土の安全性確保のため従来の擁壁と比較し、コンクリートの表面から壁の内部の鉄筋の表面までの厚さを厚く確保する必要があることなどから、結果として、御紹介ありましたとおり割高となっておりまして、造成を行う申請者にとって時間と費用の面で負担が増えていると考えております。

次に、盛土規制法の柔軟な運用についても御質問を頂いております。

盛土規制法では、擁壁の基準については、建築基準法施行令の規定を準用し、例えば、先ほど申し上げた擁壁が直接土に接する部分については、コンクリートの表面から内部の鉄筋の表面までの厚さ——通常純かぶりと申し上げておりますが、この厚さを4センチメートル以上とすることなどが定められておりまして、これらの規定は、県による柔軟な運用は認められておりません。

課題としましては、県内に大臣認定擁壁やこれに準ずる擁壁を生

産する者がまだ少なく、調達までに時間を要することと認識をしております。改めて、県内に工場を持つコンクリート製品メーカーに問合せをしましたところ、一部には規定に準ずる擁壁の生産を開始している者や準備している者もありますほか、大臣認定の申請を予定しているが、申請から認定を受けるまで一定の期間を要するというふうにも伺っております。

県としては、将来にわたり所定の盛土を行った宅地などの安全を図るには、法に準拠した擁壁を使用する必要があると考えております。しかしながら、議員から御提案いただきました同様の意見がたくさんございますようであれば、国の説明会などの機会を通じて問題点や課題などを伝えてまいります。

以上であります。

○副議長（永森直人）中林危機管理局長。

〔中林 昇危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（中林 昇）私からは、公民館の耐震化に係る地域防災力向上支援事業の拡充についてお答えします。

令和6年4月1日時点の消防庁の調査では、自治体が所有または管理し指定避難所に指定されている本県の公民館等全360棟のうち、339棟が耐震化済みであり、耐震率は94.2%となっています。

なお、自主防災組織の活動拠点や自主避難所として地元が管理する、いわゆる自治公民館についても、指定避難所と同様に災害時ににおける住民の安全確保には重要であり、こうした施設が耐震化されることで、より一層の地域の安全・安心の確保に資するものと考えております。

地域防災力向上支援事業は、資機材整備や防災訓練の実施、地区

防災計画の策定といった主に自主防災組織の活動に資する経費について、市町村が補助した同額を県も支援しているものであり、施設の耐震化については補助対象としてはおりません。

議員御提案の公民館の耐震化に対する地域防災力向上支援事業での支援については、県内ほとんどの市町村において、既に自治公民館の耐震化に対する別の補助制度が設けられていることから、まずは既存の支援スキームの活用を検討いただければというふうに考えております。

ただ、その一方で、市町村の防災機能の維持向上は県全体での向上につながることから、地域防災力向上支援事業については、これまでも2回、官民協働事業レビューで意見等を伺うなど、事業内容の見直しに努めております。公民館等の耐震化について、地域防災力向上支援事業において何か後押しできることはないか、今後、市町村防災担当課長会議などの場を通じて丁寧に市町村の御意見を伺いながら、引き続き地域防災力向上支援事業の内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（永森直人） 大門良輔議員。

〔14番大門良輔議員登壇〕

○14番（大門良輔） 最後に、富山地方鉄道についてお伺いをいたします。

滑川市は、早月川の橋の架け替えをした場合の試算を独自で行いました。早月川の橋は築89年を超えており、架け替えに30億から80億円の予算がかかるとのことあります。

また、このことを踏まえ、昨日、滑川市民と意見交換会を行い、私も出席してまいりました。そこでは、維持すべき、廃線にすべき

という意見や、将来にわたる費用負担を危惧するという声や、地鉄ありきではなく幅広い手段や可能性を模索してほしいなど、どれも大切な意見が出たというふうに思っております。

改めて感じたことは、あらゆるデータを開示しベストな運営方法や運営主体を模索する必要があります。その中で11月25日の分科会で示された調査結果を見ると、今後検討を進める上で必要なデータが出そろっていない感じがいたします。

まず、地鉄を維持していくのであれば、事業再構築事業が主軸となってまいります。この再構築事業は、乗降者数をアップさせることが条件であり、今回実施された調査結果では、利用者を増やす施策として新駅や快速運行、新型車両の導入と書いてありますが、利用者がどれだけ増えるかなどのデータは示されませんでした。また、いろんな可能性を排除せず考えた場合は、あいの風鉄道との連携を踏まえて検討すべきと考えます。

そこで、新たな投資によりどれだけ利用者が増えるのかであったり、あいの風鉄道との連携を踏まえ、幅広い観点で模索や調査を行う必要があると考えますが、田中交通政策局長に御所見をお伺いいたします。

先ほども言いましたが、滑川市は、早月川の橋を架け替えた場合、30億から80億円の予算がかかると独自で試算をいたしました。議会でも幾度にわたり橋の費用は幾らかかるのかなど議論をしてまいりましたが、橋の費用が出てきたのは初めてであります。

しかし、昨日の本線の分科会で公表された調査結果は、再構築事業を想定し、メンテナンスを中心とした維持を前提に10年間の期間で試算をしたとなっており、橋の更新費用は今回の検討に入ってお

りませんでした。話を伺うと、再構築事業は向こう10年間を想定していた事業なので、その先にかかる橋の架け替えの試算までは入れなかつたとのことあります。

私は、ここに議論のずれが生じているのではないかと危惧をしております。我々は、この先10年だけでなくもっと長期的な目線で、路線を維持したほうがよいのか、それともほかの方法があるのかを考えてまいりました。しかし、大前提がこの先10年であれば話が変わってまいります。私は、この先の長期的な目線で橋の更新など維持費を考え、議論を進めていく必要があると思います。必要であれば、県として独自で調査を実施することもよいと考えますが、田中交通政策局長の御所見をお伺いしまして、私の質問を終わります。

○副議長（永森直人）田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也）私からは、富山地方鉄道の御質問2問にお答えします。

まず、利用者を増やす施策についての御質問にお答えします。富山地方鉄道の鉄道線の維持には、利用者を増やし、収入を確保することが欠かせないと考えており、持続可能で最適な地域交通サービスの実現に向けた議論が進むよう、県として申し上げてきております。

調査の中間報告においては、利用者数を増やすための利用促進、利便性向上等が「サービスレベル向上、駅の機能強化」と「他分野・他業種との連携」に分けて示されました。議員からも紹介ありましたが、快速の運行、あいの風とやま鉄道と乗り継いで1時間以内の富山到達などが示されておりますが、中間報告では取組の項目

が示されたものと受け止めております。

また、分科会では、この点について黒部市長から、利便性の向上や利用者の増加に向けた検討を、コストがどれくらいかかるのかも含め具体的に検討を深めていく必要があると発言され、魚津市長からは、事業費の点も含め、今後もう一段の検討が必要になってくると発言されているところであります。知事からは、大切な利用者を増やす取組の部分について、どのくらいの経費をかけるのか明らかになっていない点を指摘されているところであります。

現時点では、中間報告の段階にあることから、最終報告に向けてさらに調査等を行う必要があると考えており、県としても協力してまいります。

次に、大規模施設の更新についての御質問にお答えします。

先月開催しました本線分科会において説明のあった中間報告では、運行形態の 6 パターンについて評価を行い、3 つのパターン、1 つ目は、現行の路線維持、2 つ目は、並行区間の滑川から新魚津間は車両検査のための回送に必要な鉄道線として残すものの、営業運行は廃止、3 つ目は、並行区間を廃止撤去し、営業運行廃止、この 3 つに絞って検討を進めることになりました。

滑川市長からは、一番極論から言えば滑川一新魚津間を存続するか廃止するか、今日はその中間報告だと思う、今後中長期的に鉄道の在り方を考えたときに、いろいろ課題が出てくる、そのハードルを一つ一つ乗り越えていくのがこれから流れと発言されております。また、中期的には早月川橋梁をどうしていくのか、そのあたりの課題等も明らかにした上で市民の方々と対話したいと発言されております。

中間報告の説明では、大規模構造物の維持や修繕に要する経費について、最終報告までに整理するとされております。この調査は、現在、沿線自治体において進められており、今ほど申し上げた内容が現時点の自治体間の統一した見解と認識しております。

県としましては、大規模構造物の更新が必要になる場合の整備費については、調査の最終報告を踏まえ、その上で沿線自治体の御意見も踏まえ、分科会において対応を考えることになると思います。

以上でございます。

○副議長（永森直人）大門良輔議員。

〔14番大門良輔議員登壇〕

○14番（大門良輔）すみません。私から富山地方鉄道のことについて再質問させていただきたいというふうに思っております。

今回、中間報告が示されました。これは先ほどもお話ししましたが、この先10年間を基準としてこの検討結果が出たと思っております。その中には、やはり、この橋の更新であったり大規模施設の更新の費用が入っておりません。知事からも、どれぐらいの費用がかかるのか示されていないというような発言もありましたが、やはりしっかりと、そういう費用を明確に数字として出した上で検討すべきだというふうに思っております。

ある市町村の担当者と話をしましたが、この再構築事業が10年間を目標とした事業ですので、やはり、この先の検討の中で、最終的な調査を行おうというような話も聞こえてくるわけであります。

何度も言っておりますとおり、10年間ではなく、やはり最終的に20年、30年と長期的にこの路線をしっかりと維持をするのであれば、責任を持って考えていかなければならぬと私自身思っております。

ですので、県としても、やはりこの先10年間ではなく、その先の20年、30年を考えた最終的な調査となるように御助言をお願いしたいと考えますが、田中交通政策局長にお伺いをいたします。

○副議長（永森直人）田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也）大門議員の再質問についてお答えいたします。

この中間報告でございますけども、沿線3市1町がそれぞれ財源を負担して皆で協議をしながら進めているものであります、県も城端・氷見線再構築認定などを行った立場から一緒に参加しているというものです。

先ほども答弁申し上げましたけど、中間報告に記載のある内容は、大規模構造物の維持や修繕に要する経費について最終報告までに整理する、これが3市1町の合意された見解として、中間報告におきましてマスコミにも全て公開の上で示されている内容でございます。

したがいまして、現時点では中間報告なので、沿線3市1町、また県も入りまして、この後最終報告までに整理される内容を踏まえた上で考えていくことになっております。

以上でございます。

○副議長（永森直人）以上で大門良輔議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間といたします。

午後2時47分休憩